

公金受取口座振込希望届

(児童手当・児童扶養手当用)

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。

口座情報は、緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用することができます。

※この届出書では、公金受取口座の登録はできません。登録方法、制度の詳細等については、「公金受取口座登録制度 - デジタル庁 (https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)」をご参照ください。

公金受取口座への振込を希望する手当に をしてください。

※児童育成手当、障害手当、各種医療費助成は、公金受取口座制度の対象外です。また、公金受取口座への振込を希望される場合、情報の反映に時間を要するため、変更内容が直近の振込に反映されない可能性がございますのでご了承ください。

児童手当

児童扶養手当

上記手当を公金受取口座に口座振替の方法をもって振込んでください。

年 月 日

品川区長 あて

住 所 品川区

氏 名

電 話

()

事務 処理 欄	児童手当 認定番号		児童扶養手当 認定番号	
	*受付年月日		*入力年月日	窓受付者